事業の名称

事業実施基準及び助成金交付基準等

1. ふれあい サロン事 業

1. ふれあい 1. 事業の目的

地域住民の手によって子どもから高齢者までが地域で安心して生き生きとした生活を送ることができる相互支援システムを身近な範囲に構築し、住民の福祉意識の向上を図るとともに、人と人とのつながりに輪を深めていくことを目的とする。

2. 事業の対象者

すべての地域住民とし、ひとり暮らし、閉じこもりがちな高齢者、障害者とその家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々と住民とのふれあいを通じて孤立の予防、生きがいづくり、健康の保持、介護予防、子育て支援等の効果を期待できる活動を行う団体。

3. 事業の内容

(1)活動内容

- ①参加者が主体的に運営していくことを基本として、相互に話し合い、参加者の興味関心(茶話会、レクリエーション、趣味教養講座、介護教室、世代間交流、講演会、会食など)に沿ったものとする。ただし、特定の趣味活動に偏らないものとする。
- ②社協は、地域住民が活動に取り組みやすくするための相談・支援、条件整備につとめるとともに、事業の運営に必要とされる費用の一部を助成する。

(2) 実施回数

年4回以上とし、定期的に開催が可能なふれあいサロンとする。ただし、1回の開催につき概ね5人以上の参加とし、複数のグループが合同で開催することもできる。

(3) 実施場所

コミュニティセンター、公民館、集会所、民家などとし、参加者が気軽に 立ち寄れる場所とする。

(4) 実施範囲

町内会単位を基本最小単位としているが、町内会で班を設置している場合は班単位でも申請することができる。また、複数の町内会で活動するサロンについては、範囲内に町内会で実施されているサロンがある場合は助成金の対象としない。

4. 助成金

(1)年4回又は年5回開催の町内会単位以上を範囲とするふれあいサロン当たりの助成金の額

1万円以内/年度

(2)年6回以上開催の町内会単位以上を範囲とするふれあいサロン当たりの助成金の額

3万円以内/年度

(3) 自然災害等の不可抗力により開催が3回以下しかできなかった場合の助成金の額

2,500円以内/1回

- (4)全額概算払いができる。
- 5. その他

自立支援事業実施規程第5条及び第7条に規定する様式は、サロン1号から4号とする。